

滋賀県地域支援事業交付金交付要綱

(通則)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第123条に基づく県交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的および趣旨)

- 2 この交付金は、市町が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談および支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制および認知症の方への支援体制の構築等を一体的に推進する。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、それぞれアからウまでに掲げる事業を交付の対象とする。
 - ア 法第115条の45第1項第1号および同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記1により市町が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）
 - イ 法第115条の45第2項各号および第115条の48に基づき、実施要綱別記2および3により市町が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第115条の45第2項第1号から第3号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第4号から第6号および法第115条の48に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。）
 - ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記4により市町が行う事業（以下「任意事業」という。）

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。
 - ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対

象経費（※）の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費（※）から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、第1欄の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業の区分については、本算出方法による選定額では、地域包括支援センターの事業の実施に支障を来し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合等には、最長令和2年度までの間において、個別協議を実施し、近畿厚生局長が特に必要と認める場合に限り、個別協議により認められた額を選定額に置き換えるものとする。

（※）指定介護予防支援および第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとする。

イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町以外の市町次のイまたはロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）および平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和2年度の介護予防支援給付費額 ロ 当該市町における（1）に掲げる額から（2）に掲げる	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタルまたはリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、	12.5 / 100

	<p>額を控除して得た額</p> <p>(1) 平成26年度の予防給付費額および平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2) 令和2年度の予防給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町</p> <p>前号に定める額と、次のイまたはロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額および介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額および予防給付費額の合算額に平成30年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額</p>	<p>補助金</p> <p>なお、給料、職員手当等および共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスCおよび通所型サービスCに従事する保健師に係る経費を除く。</p>	
--	---	--	--

	<p>※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率</p> <p>※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額および平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額および平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年度の予防給付費額および平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成28年度の予防給付費額および平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合</p>		
--	---	--	--

	は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。		
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) および任意事業	<p>平成26年度の包括的支援事業および任意事業の上限額に当該市町の65歳以上高齢者数の伸び(注)を乗じて得た額とする。平成28年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町の65歳以上高齢者数の伸び(注)を乗じて得た額とする。(以下、「原則の上限額」という。)</p> <p>なお、平成29年度において、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額(下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。)を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合および広域連合においては、構成市町ごとに計算した額の合計額を基準額とする。</p> <p>(ア) 少なくとも介護給付適正化の主要5事業(要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知)を全て実施していること。</p> <p>(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。</p> <p>※ 平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町は(ア)の要件を満たさなくても可。</p> <p>① 地域包括支援センターの運営</p>	包括的支援事業および任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費	19.25 / 100

	<p>25,000千円に当該市町の当該年度における65歳以上高齢者数を4,500で除した値を乗じた額</p> <p>※ ただし、この計算の結果が12,500千円以下の場合は12,500千円とする。</p> <p>② 任意事業の実施</p> <p>930円に当該市町の当該年度における65歳以上高齢者数を乗じて得た額</p> <p>なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の(a)または(b)のいずれか高い額を超えてはならない。</p> <p>(a) ②により算出される額</p> <p>(b) ①および②の合計額を基準額として選択した年度（＝移行年度）の前年度の任意事業実績額×当該市町の65歳以上高齢者数の伸び率</p> <p>(注) 10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3カ年の平均伸び率</p>		
<p>包括的支援事業 （社会保障充実分）</p>	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置および地域ケア会議については、現に実施されていないことが</p>		

	<p>あり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。</p> <p>① 実施要綱の別記3の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(a)および(b)の合計額 (a)1,058千円 (b)3,761千円×地域包括支援センター数(注) <p>② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置および協議体の設置 ・第1層(市町圏域)8,000千円 <p>※ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2層(日常生活圏域) 4,000千円×日常生活圏域数(法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ。)の数 <p>※日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置 8,000千円 <p>※ただし、指定都市の場合は、当該行政区の数、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <p>③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援事業 		
--	--	--	--

	<p>10,266千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は当該額に行政区の数、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <p>・ 認知症地域支援・ケア向上推進事業11,302千円</p> <p>※ ただし、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <p>・ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529千円</p> <p>※ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <p>④ 実施要綱の別記3の4に掲げる地域ケア会議推進事業</p> <p>・ 1,272千円×地域包括支援センター数（注）</p> <p>（注）法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。</p>		
--	---	--	--

（交付金の概算払）

5 知事は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

（交付の条件）

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具およびその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 交付金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書および証拠書類を交付額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

- 7 市町の長は、別紙様式第 2 を、関係書類とともに、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

（変更申請手続）

- 8 市町の長は、この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第 3 を、関係書類とともに、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

（交付決定の通知）

- 9 知事は、7 の規定による交付申請があったときは、これを審査し、交付の決定を行う。この場合において、当該年度内に 8 の規定による変更申請が行われなかったときは、当該交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなす。

（変更交付決定の通知）

- 10 知事は、8 の規定による変更交付申請があったときは、これを審査し、変更交付決

定の通知を行う。この場合において、当該変更交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなす。

(実績報告)

11 市町の長は、当該年度の事業が完了したとき、または6の(3)により事業の中止もしくは廃止の承認を受けたときには、別紙様式第4を、関係書類とともに、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(返還命令および追加交付)

12 知事は、11の規定による実績報告によって交付額に超過額または不足額があると認められたときは、市町に対して返還命令または追加交付を行うこととする。この場合において、返還または追加交付は、交付額に超過額または不足額があると認めた日の属する会計年度の予算において対応するものとする。

(その他)

13 本事業は、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

その場合、一の事業の担当する職員が、他方の事業の対象者に対して支援を提供することが可能であり、その際の費用について、本交付金へ計上する場合は、総費用を市町内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分するなど、合理的な方法により按分すること。

なお、具体的な取扱いについては、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」(平成29年3月31日付け健健発0331第1号、雇児総発0331第4号、社援地発0331第1号、障企発0331第1号、老振発0331第1号厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長通知)を参考とすること。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行し、平成18年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成19年4月16日から施行し、平成19年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成21年6月8日から施行し、平成21年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成22年4月21日から施行し、平成22年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成23年4月28日から施行し、平成23年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成24年5月25日から施行し、平成24年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成26年7月24日から施行し、平成26年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成27年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成29年10月16日から施行し、平成29年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成30年6月6日から施行し、平成30年度の交付金より適用する。

この要綱は、令和元年5月23日から施行し、令和元年度の交付金より適用する。

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年度の交付金より適用する。